

(様式 1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	薬務衛生課	検索番号	2-3
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	4-1		
許認可等	毒物劇物販売業の営業の登録				
(根拠規定)					
○毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)					
(営業の登録)					
<p>第四条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事(販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第五条、第七条第三項、第十条第一項及び第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。)が行う。</p> <p>2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。</p> <p>3 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、六年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。</p>					
(登録基準)					
<p>第五条 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条第一項の登録をしてはならない。</p>					
(許認可等の基準)					
○毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年一月二十三日厚生省令第四号)					
(製造所等の設備)					
<p>第四条の四 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。</p> <p>ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。</p> <p>二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。</p> <p>ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。</p> <p>ハ 貯水池その他容器を用いなくて毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は</p>					

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

- 劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
- ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること
- 三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- 四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。
- 2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第二号から第四号までの規定を準用する。

(店舗等)

- 1 店舗とは、事務室及び貯蔵設備をいう。
- 2 毒物又は劇物を直接取扱わない販売業 (以下「オーダー販売業」という。) にあつては、毒物劇物を貯蔵、陳列する場所は不要である。
- オーダー販売業は、一時的にしる店舗に、毒物・劇物を貯蔵陳列すること及び運搬すること、運送の手配をしないこと。
- サンプルについても、同様とする。

(貯蔵設備)

- (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
- (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- (昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号通知)
- (3) ガラス面を使用する貯蔵設備の場合は、強化ガラス等の堅固なものであること。
- (4) 分置倉庫の設置場所は、保管管理に支障がなく、愛媛県内にあること。
- (5) 薬局等が兼営事業として毒物劇物販売業を取得している場合、毒物劇物保管設備は次のとおりとする。
- ア 薬局：調剤室以外の店舗内に設置すること。
- イ 一般販売業：店舗内に設置すること。
- ウ 卸売一般販売業：店舗内に設置すること。
- エ 薬種商販売業：店舗内に設置すること。
- オ 特例販売業： 店舗内に設置すること。

- 1 固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準
(昭和 52 年 10 月 20 日薬発第 1175 号)
(昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 377 号) 改正
- 2 固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所等の基準
(昭和 56 年 5 月 20 日薬発第 480 号)
(昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 377 号) 改正

オーダー販売業にあつては、毒物劇物取扱責任者の設置を不要とする。

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

毒物劇物取扱責任者の資格について

(昭和 46 年 3 月 8 日付け薬発第 216 号通知)

a) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 41 条に規定する高等学校 (旧中等学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) 第 2 条第 3 項に規定する実業学校を含む。全日制、定時制の別を問わない。) において化学に関する科目を 30 単位以上修得した者

(1) 化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、農業化学、食品化学、水産化学等

(2) 単位の計算は、1 単位時間を 50 分として、1 箇学年 35 単位時間の授業を 1 単位とする。

b) 学校教育法第 70 条の 2 に規定する高等専門学校において、工業化学科を終了した者

c) 旧大学令 (大正 7 年勅令第 388 号) に基づく大学又は旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 61 号) に基づく専門学校若しくは学校教育法第 52 条に規定する大学 (同法第 69 条の 2 に規定する短期大学を含む。) において、次の学部又は学科の課程を修了した者

薬学部、理学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等、農学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科等、工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科等の課程を終了した者

d) 上記 c) 以外で授業課目の必須課目のうち化学に関する授業課目が単位数において 50% を超えるか、又は 28 単位以上修了した者

(平成 5 年 7 月 28 日付け事務連絡)

平成 6 年度学習指導要領の改訂による

1 化学に関する科目

化学工業安全、化学システム技術、食品応用化学、生活環境化学、環境化学、素材化学、材料化学、高分子化学、バイオ化学、微生物化学、生活化学、生物化学基礎、工業化学等課題研究。

2 化学に関する科目に該当しない科目

工業基礎、工業数理、電子基礎、情報 (技術) 基礎、工業管理技術、情報科学、電子回路、電気基礎、環境工学、環境保全、材料技術基礎、高分子材料、高分子加工、高分子基礎、繊維製品、染料技術、生物学 (基礎)、バイオ技術、工業化学等製図